

**愛媛大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程
設置の趣旨等を記載した書類 参考資料 目次**

【資料 1】 高度な専門知・適格な実行力を兼ね備えた文系修士・博士人材育成と 地方定着に資する 人文社会科学研究科博士後期課程の設置	2
【資料 2】 養成する人材像と 3 つのポリシー	3
【資料 3】 博士後期課程時間割（案）	4
【資料 4】 修了後の進路を想定した横断的な指導体制	5
【資料 5】 5 つのモデルと DP の関係性.....	6
【資料 6】 学位論文審査ルーブリック	7
【資料 7】 愛媛大学法文学部研究倫理委員会規程	10
【資料 8】 愛媛大学社会共創学部研究倫理委員会規程	17
【資料 9】 基礎となる学部、博士前期課程との関係	22
【資料 10】 社会人学生向けの具体的な研究指導のスケジュール	23
【資料 11】 出願資格審査ルーブリック（案）	24
【資料 12】 国立大学法人愛媛大学教員規程	25
【資料 13】 院生研究室の見取り図	28
【補足資料】 主指導教員となる予定の教員（職位・保有学位・所属）	29

高度な専門知・適格な実行力を兼ね備えた文系修士・博士人材育成と 地方定着に資する 人文社会科学研究科博士後期課程の設置

社会的背景

- **価値の転換と社会の複雑化**
社会経済活動が「機能的価値」から「**意味的価値**」を重視する方向にシフトし、複雑化する社会では、広い視野、異質なものの理解、多面的な思考・判断を備えた人文・社会科学系高度人材の重要性が高まっている。
- **課題先進地としての愛媛・四国**
愛媛・四国地域では、少子高齢化・人口減少、DX・GX対応、社会インフラの更新・整備、文化資源継承者の不足など単一分野の対応のみでは解決が困難が諸課題が同時に顕在化している。
- **博士人材育成の空白**
人文社会科学の厚みある知と自然科学の知を融合した「**総合知**」の創出・活用が重要となる一方、地域課題に博士レベルで横断的・継続的に研究・提言できる体制は乏しく、人材流出と地域シンクタンク機能の脆弱さが課題である。

対象とする入学者

- **修士課程から継続して探究を深めたい留学生を含むアカデミア志向者。**
- 現職で培った知識・経験を基盤に、専門領域や社会的役割の拡張を目指す士業等。
- 地方自治体等において地域や組織の課題に向き合い、学術的な理論と手法で**政策形成や価値創出に取り組もうとしている実務者。**

組織構成

人文社会科学研究科 博士後期課程

人文社会科学専攻

入学定員：5人

学位：博士（学術） 分野：文学関係・法学関係・経済学関係

横断型研究指導体制の確立

- ▶ コアとなる専門分野を中心としつつ、隣接・関連分野からなる**研究手法の横断的教育**を含む学位プログラムの構築
- ▶ 研究を軸に、学生の志向や関心に応じて、実践的な学びも柔軟に取り入れられる教育設計

実践機会の創出と多様な学修環境の提供

- ▶ **文化・地域創生**に関わる学内各研究センターとの連携、地域社会や学内外機関との連携を通じて、実践的な活動機会を確保
- ▶ 必要に応じて、アドバンストソーシャルマネジメント学環の知見やツールを補完的に活用
- ▶ 社会人等に対応した遠隔指導体制を整備し、柔軟な学修環境を提供

人文社会科学研究科 博士前期課程 ← 修士課程

法文学専攻

入学定員 12人

修士（法学）、修士（人文学）
（法学関係、文学関係）

法文学部

産業システム創成専攻

入学定員 8人

修士（経済学）、修士（学術）
（経済学関係）

社会共創学部

養成する人材像

- 人文社会科学の特定分野における高度な専門性を極限まで「**深化**」させると同時に、当該分野と関連する**人文社会科学あるいは学際領域の知見を「融合」**させることで、**既存の学問領域を超えた「総合知」**を創出できる人材。
- 産学連携・付加価値創造・地方の公共政策立案や社会制度デザイン・地域の文化資源の活用のような複雑な地域課題の本質を理解し、論理的、多角的、学際的な視点から課題解決を実践できる人材。
- 「**意味的価値**」を社会に実装することで課題を解決へと導き、**多様な主体との対話を通じて持続可能な未来を共創し、地域へ還元**できる人材。

活躍の場

- **大学・研究機関等**で、専門知を深め、地域に根ざした知の探究と発信を通じて学術の基盤形成に寄与する。
- **専門職等**で、高度化した知見を実務に生かし、制度や業務に新たな根拠と視点を加え、組織や社会の判断に質的向上をもたらす役割を担う。
- **地方自治体や企業等**で地域の複合課題の方針づくりや事業運営に携わり、協働や計画設計を通じて地域の持続性を支える。

養成する人材像

人文社会科学の深化と融合によって創出される「総合知」を基盤とし、地域課題に対して新たな「意味的価値」を共創し社会に実装できる高度専門人材

本課程が養成するのは、

人文社会科学の特定分野における高度な専門性を極限まで深化させると同時に、隣接・関連分野の知見を融合して既存の学問領域を超えた「総合知」を創出し、

産学連携・付加価値創造・地方の公共政策立案や社会制度デザイン・地域の文化資源の活用のような複雑な地域課題の本質を理解し、論理的、多角的、学際的な視点から課題解決を実践できる人材である。

その上で、「機能的価値」に留まらず、歴史・文化・倫理といった人間的側面からの洞察を加えた「意味的価値」を社会に実装することで課題解決へと導き、

研究成果を地域へ還元しつつ、多様なステークホルダーとの対話を通じて持続可能な未来を共創するリーダーシップを発揮できる人材。

✓ 専門性の
深化と融合

✓ 課題の本質的
理解と実践

✓ 意味的価値の
創出と実装

✓ 共創と還元

DP ディプロマポリシー

DP1

自律的探究力

博士後期課程に相応しい研究者の資質(自律的な課題設定、方法論の統御、研究者倫理の理解、アカデミックスキルの習得、成果の発信力)を備え、専門分野を高度に深化させると同時に隣接・関連分野の知見を融合させることで総合知を創出し、自律的に研究を遂行して高い学術的成果を発信することができる。

DP2

融合的構想力

多様化・複雑化する地域課題を、人文社会科学の視座から理論的かつ実証的に捉え、多面的に分析した上で、意味的価値を構想し、理論と現場の接続を通じて社会に働きかける知のあり方を展開することができる。

DP3

共創的発信力

地域に根ざした人文社会科学の知を起点に、多様な文化的・構造的視座を備える。研究成果を学术界・地域社会・産業界に対して柔軟に発信し、多様な主体との協働を通じて価値を共創・展開することができる。

CP カリキュラムポリシー

CP1

高度な専門性を支える土台として、研究方法、研究者倫理、アカデミックスキル、多様な学問領域、学術的発信等に関する学修機会を専攻共通の基盤として提供する。高い倫理観と汎用的な研究手法の修得及び専門領域の「深化」と「融合」を促し「総合知」の創出を促進する科目を配置する。

専攻共通科目「人文社会科学展望」
「研究者倫理・アカデミックスキル」

CP2

博士後期課程にふさわしい自律的かつ戦略的な研究形成を支えるため、複数教員による計画的・協働的な研究指導体制を構築する。主指導教員を中心に、主指導教員とは専門分野の異なる教員を含む2名以上の副指導教員が役割を分担して継続的に関与し、柔軟で持続的な学修と研究の進展を支援する科目を配置する。

研究指導科目「博士特別研究」
指導教員グループ

CP3

地域社会や学内外機関との連携のもと、現場との接続を伴うPBLやフィールドワーク、実証研究等を研究指導科目において積極的に組み込み、理論と実践の往還を支える機会を柔軟に提供する。多様な主体との協働により新たな価値を共創する能力を涵養し、研究成果の積極的な発信を支援する科目を配置する。

研究指導科目「博士特別研究」
PBLやフィールドワーク／研究成果の発信を指導

AP アドミッションポリシー

AP1

知識 理解 表現

博士前期課程修了相当の専門知識を有し、自律的な課題設定と方法論運用の素地、適切な表現力を備える者。

AP2

計画性 実行性

地域課題をはじめとする社会課題への関心をもち、現場の実情に即した独自性・妥当性・倫理適合性を備えた研究計画を提示できる者。

AP3

主体性 多様性 協働

多様な背景を尊重し、地域社会を含む学内外のステークホルダーと協働して学修を進め、研究成果を地域及び社会に還元する意欲を有する者。

博士後期課程時間割（案）

【4月入学者用】

時限	月	火	水	木	金	土
1						
2						
3						
4						
5					研究者倫理・ アカデミックスキル （1年次前期）	
6					人文社会科学展望 （1年次前期）	
集中／ 受講生と 相談の上 決定	博士特別研究 （1年次後期～3年次）					

【10月入学者用】

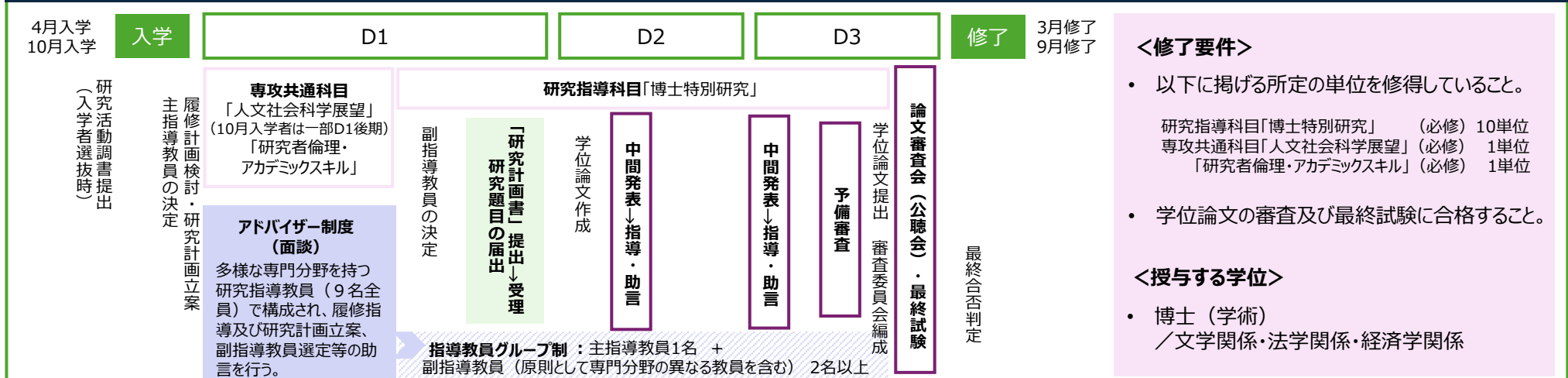
時限	月	火	水	木	金	土
1						
2						
3						
4						
5						
6					人文社会科学展望 （第8回） （1年次後期）	
集中／ 受講生と 相談の上 決定	研究者倫理・アカデミックスキル（1年次前期） 人文社会科学展望（第1回～第7回）（1年次前期） 博士特別研究（1年次後期～3年次）					

修了後の進路を想定した横断的な指導体制

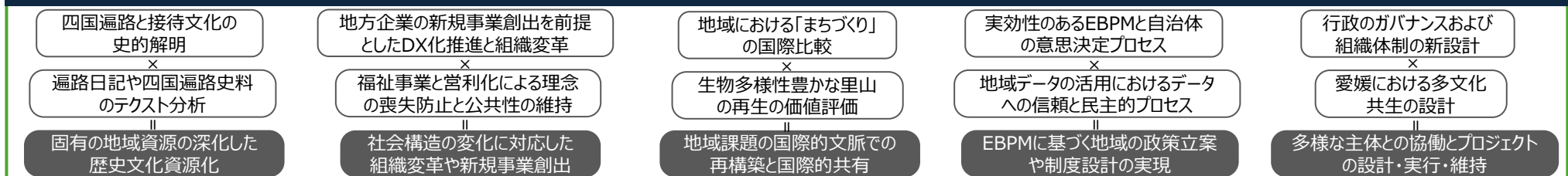
四国に数少ない文系博士課程として、学生の進路や研究志向に応じた柔軟な指導体制を設計。以下はあくまで想定されるモデルであり、目的に応じて重なる場合がある。いずれのモデルも博士論文提出を基本とし、希望者には在学中から研究費獲得や授業設計に関するFDや、学部学生に対する教育の機会を提供する。

(学術研究深化モデル)	(キャリア再構築モデル)	(地域比較発信モデル)	(政策・実践知モデル)	(地域共創モデル)
修了者の活躍イメージ				
教員・研究者・学芸員 学術機関で専門分野の研究・教育に従事。	リスキリング人材・起業 実務経験を基に新たな事業開発等を主導。	海外研究者・高度外国人材 海外教育機関や日本のグローバル企業等で活躍。	議員・自治体/民間企業職員 行政・企業等で実務と学術をつなぎ、国内課題に貢献。	自治体職員・NPO 政策立案や文化・経済の振興で持続可能な地域づくりに貢献。
最も関連の深い DP（※各モデルは共通する資質・能力を基盤としつつ、重心となる能力が異なる）				
DP1（自律的探究力） 「高い学術的成果を発信」	DP2（融合的構想力） 「社会に働きかける知のあり方を展開」	DP3（共創的発信力） 「多様な主体との協働」	DP2（融合的構想力） 「社会に働きかける知のあり方を展開」	DP3（共創的発信力） + DP2（一部） 「多様な主体との協働」

修了要件・論文審査・研究指導スケジュール



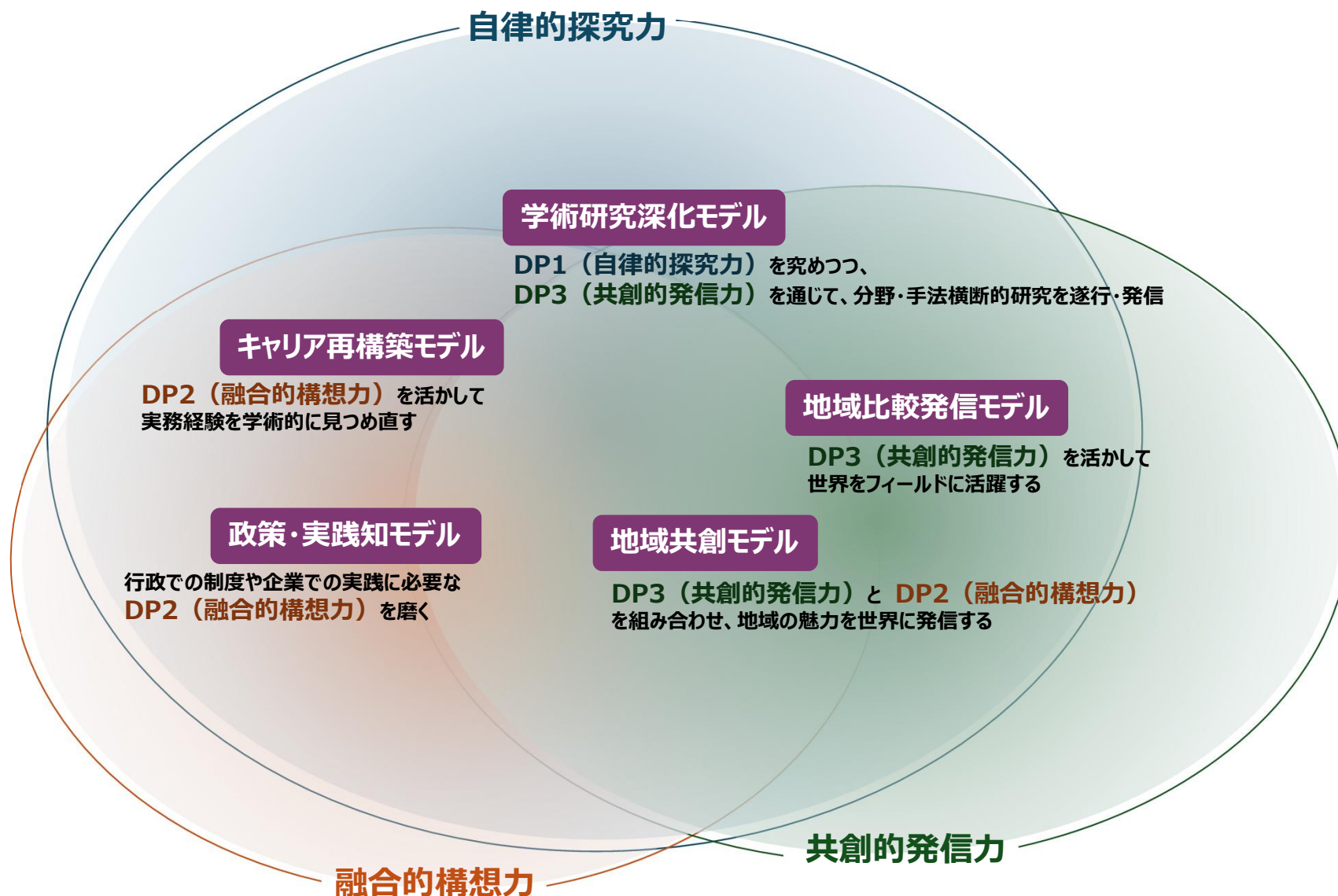
指導教員（主・副）から指導・助言を受けるテーマの組み合わせ例と関連する地域課題



5つのモデルとDPの関係性

【資料5】

各教育モデルは、本課程が養成を目指す人材に共通して求められる能力—**自律的探究力**、**融合的構想力**、**共創的発信力**—を基盤として設計されている。特に、博士後期課程に求められる「**自律的探究力**」を前提としたうえで、研究の志向や実践の重心に応じて、これらの能力の発揮の重点が異なる。



学位論文審査ルーブリック

※各評価項目を4段階(S・A・B)で評価し、総合的に学位授与の可否を判定する。B評価が1項目でもあった場合は「不合格」とする。

大項目	評価項目(詳細)	評価の観点・具体的指標	卓越している(S)	基準を満たす(A)	基準を満たさない(B)	関連DP
1. 研究テーマの設定と問題意識	1-1. テーマの独創性と学術的意義	・テーマが当該分野において新規性を有するか ・先行研究の到達点を踏まえた独自の貢献があるか ・学術的・社会的意義が明確か	・当該分野において前例のない独創的テーマを設定 ・国際的に見ても高い新規性を有する ・学術界に新たな研究領域を開拓する可能性	・先行研究を踏まえた独自の視点でテーマ設定 ・当該分野において一定の新規性を有する ・学術的・社会的意義が明確に説明されている	・先行研究との差異が不明確 ・テーマが既存研究の域を出ていない ・意義の説明が不十分または不明確	DP1
	1-2. 研究課題の明確性と適切性	・リサーチ・クエスションが明確に定式化されているか ・課題の範囲が適切か(過大・過小でないか) ・課題が実証可能な形で設定されているか	・極めて明確かつ本質的な問いを設定 ・課題の範囲が最適に設定されている ・実証可能性が高度に担保されている	・明確な問いが設定されている ・課題の範囲が適切である ・実証可能な形で課題が定式化されている	・問いが曖昧または不明確 ・課題の範囲が不適切(過大または過小) ・実証可能性が低い	DP1 DP2
2. 先行研究の検討	2-1. 先行研究の網羅性	・関連する先行研究を網羅的にレビューしているか ・国内外の主要文献を適切に把握しているか ・最新の研究動向を反映しているか	・国内外の先行研究を極めて網羅的にレビュー ・最新の研究動向を完全に把握 ・関連分野の重要文献も含む広範なレビュー	・主要な先行研究を網羅的にレビュー ・最新の研究動向を適切に反映 ・必要な範囲で関連分野の文献も参照	・先行研究のレビューが不十分 ・古い文献に偏っている ・重要文献の見落としがある	DP1
	2-2. 先行研究の批判的検討	・先行研究の到達点と限界を明確にしているか ・先行研究に対する批判的視点があるか ・自身の研究の位置づけが明確か	・先行研究を高度に批判的に検討 ・到達点と限界を極めて明確に整理 ・自身の研究の独自性が鮮明に位置づけられている	・先行研究を批判的に検討 ・到達点と限界を明確に整理 ・自身の研究の位置づけが明確	・先行研究の批判的検討が不十分 ・到達点と限界の整理が不明確 ・自身の研究の位置づけが不明確	DP1
3. 研究方法の妥当性	3-1. 研究方法の選択と適用	・研究課題に対して適切な方法を選択しているか ・方法論の根拠が明示されているか ・複数の方法を適切に組み合わせているか(該当する場合)	・最適な研究方法を選択・構築 ・方法論の根拠が極めて明確 ・複数方法の統合が高度になされている(該当する場合)	・適切な研究方法を選択 ・方法論の根拠が明示されている ・必要に応じて複数方法を組み合わせている	・研究方法の選択が不適切 ・方法論の根拠が不明確 ・方法の組み合わせに問題がある(該当する場合)	DP1
	3-2. データ収集・分析の適切性	・データ収集の方法と範囲が適切か ・データ分析の手法が妥当か ・データの信頼性・妥当性が確保されているか	・データ収集が極めて適切かつ網羅的 ・高度な分析手法を適切に適用 ・データの信頼性・妥当性が極めて高い	・データ収集が適切である ・適切な分析手法を適用 ・データの信頼性・妥当性が確保されている	・データ収集が不十分または不適切 ・分析手法に問題がある ・データの信頼性・妥当性に疑義がある	DP1

	3-3. 論証の論理性	・主張と根拠が論理的に結びついているか ・論理的飛躍や矛盾がないか ・反論への配慮がなされているか	・主張と根拠が極めて論理的に結びついている ・論理構成が完璧である ・想定される反論に対する配慮が十分	・主張と根拠が論理的に結びついている ・論理構成が適切である ・反論への一定の配慮がなされている	・主張と根拠の結びつきに論理的飛躍がある ・論理構成に矛盾や破綻がある ・反論への配慮が不十分	DP1
4. 研究成果の独創性と貢献	4-1. 学術的新規性	・先行研究を超える新たな知見を提示しているか ・理論的・実証的貢献が認められるか ・当該分野の発展に寄与する内容か	・画期的な新知見を提示 ・理論的・実証的貢献が極めて顕著 ・当該分野に大きなインパクトを与える	・明確な新知見を提示 ・理論的・実証的貢献が認められる ・当該分野の発展に寄与する	・新知見が不明確または不十分 ・理論的・実証的貢献が認められない ・当該分野への貢献が不明確	DP1
	4-2. 社会的意義と実践性	・社会的課題への応答が明確か ・実務・政策への示唆があるか ・理論と実践の往還が認められるか	・社会的課題に対する明確かつ深い応答 ・実務・政策への具体的かつ実効性のある示唆 ・理論と実践の高度な往還が実現されている	・社会的課題への応答が明確 ・実務・政策への一定の示唆がある ・理論と実践の往還が認められる	・社会的課題への応答が不明確 ・実務・政策への示唆が不十分 ・理論と実践の接続が見られない	DP2
	4-3. 「意味的価値」の創出	・歴史・文化・倫理等の観点から新たな価値を提示しているか ・複数の価値次元を提示しているか ・価値の文脈依存性を分析しているか	・極めて独創的な「意味的価値」を創出 ・複数の価値次元を高度に統合 ・文脈依存性の分析が極めて深い	・明確な「意味的価値」を創出 ・複数の価値次元を提示 ・文脈依存性の分析が適切	・「意味的価値」の創出が不明確 ・価値次元の提示が不十分 ・文脈依存性の分析が欠如	DP2
5. 総合知の創出と分野横断性	5-1. 専門分野の深化	・専門分野における高度な知識・能力を示しているか ・専門分野の先端的議論に貢献しているか	・専門分野における極めて高度な知識・能力 ・専門分野の最先端議論をリード	・専門分野における高度な知識・能力 ・専門分野の先端的議論に貢献	・専門分野の知識・能力が不十分 ・専門分野の議論への貢献が不明確	DP1
	5-2. 分野融合と総合知の創出	・複数分野の知見を統合しているか ・学際的アプローチが適切に機能しているか ・「総合知」としての独自性があるか	・複数分野を高度に統合した「総合知」を創出 ・学際的アプローチが極めて効果的 ・新たな学際領域を開拓する可能性	・複数分野の知見を適切に統合 ・学際的アプローチが効果的に機能 ・「総合知」としての独自性が認められる	・分野統合が不十分または形式的 ・学際的アプローチが機能していない ・「総合知」としての独自性が不明確	DP2
	5-3. 地域性と普遍性の統合	・地域固有の文脈を踏まえているか ・地域課題を普遍的な視点から再構成しているか ・グローバルな視点が認められるか	・地域の文脈を極めて深く理解 ・地域課題の普遍化が高度に達成 ・グローバルな視点が卓越	・地域の文脈を適切に踏まえている ・地域課題の普遍化が適切 ・グローバルな視点が認められる	・地域の文脈の理解が不十分 ・地域課題の普遍化がなされていない ・グローバルな視点が欠如	DP2 DP3
6. 共創性と発信力	6-1. 多様なステークホルダーとの対話	・多様なステークホルダーの視点を反映しているか ・当事者の声を適切に位置づけているか ・協働的な研究プロセスが認められるか（該当する場合）	・極めて多様なステークホルダーの視点を反映 ・当事者性を高度に尊重 ・協働のプロセスが卓越（該当する場合）	・多様なステークホルダーの視点を反映 ・当事者の声を適切に位置づけている ・協働のプロセスが認められる（該当する場合）	・ステークホルダーの視点が不足 ・当事者性への配慮が不十分 ・協働のプロセスが見られない（該当する場合）	DP3

	6-2. 研究成果の発信可能性	・学術論文として既に公表または公表予定か ・国際的な発信の可能性があるか ・社会への還元方法が構想されているか	・査読付き学術誌に複数掲載済または確実な掲載予定 ・国際的発信が既になされているまたは高い可能性 ・社会還元の具体的方法が確立	・査読付き学術誌に掲載済または掲載予定 ・国際的発信の可能性がある ・社会還元の方法が構想されている	・公表の予定が不明確 ・発信実績がない ・社会還元の構想がない	DP3
7. 研究倫理と学術的誠実性	7-1. 研究倫理の遵守	・個人情報保護が適切になされているか ・インフォームドコンセントが取得されているか(該当する場合) ・利益相反への配慮があるか	・研究倫理が極めて厳格に遵守 ・個人情報保護等の措置が完璧 ・倫理的配慮が模範的	・研究倫理が適切に遵守 ・個人情報保護等の措置が適切 ・必要な倫理的配慮がなされている	・研究倫理違反の疑義がある ・個人情報保護等の措置が不十分 ・倫理的配慮が欠如	DP1
	7-2. 引用・参照の適切性	・引用・参照が適切に行われているか ・出典が明記されているか ・剽窃・盗用がないか	・引用・参照が極めて適切かつ正確 ・出典表記が完璧 ・学術的誠実性が極めて高い	・引用・参照が適切に行われている ・出典が明記されている ・学術的誠実性が確保されている	・引用・参照に不備がある ・出典表記が不十分 ・剽窃・盗用の疑義がある	DP1
8. 論文の構成と表現	8-1. 論文の構成	・論文の構成が論理的か ・章立てが適切か ・全体の流れが明確か	・論文構成が極めて論理的かつ明快 ・章立てが最適 ・全体の流れが完璧	・論文構成が論理的 ・章立てが適切 ・全体の流れが明確	・論文構成に論理性が欠ける ・章立てが不適切 ・全体の流れが不明確	DP1 DP3
	8-2. 文章表現と図表	・文章が明確で分かりやすいか ・専門用語の使用が適切か ・図表が効果的に使用されているか	・文章が極めて明確で読みやすい ・専門用語の使用が完璧 ・図表が極めて効果的	・文章が明確で分かりやすい ・専門用語の使用が適切 ・図表が効果的に使用されている	・文章が不明確または冗長 ・専門用語の使用に問題がある ・図表の使用が不適切または不足	DP3

愛媛大学法文学部研究倫理委員会規程

〔平成31年3月20日〕
制 定

(設置)

第1条 愛媛大学法文学部（以下「法文学部」という。）に、法文学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、法文学部に所属する職員（以下「教職員」という。）が直接又はその責任及び指導により行う人を対象とする研究（愛媛大学動物実験委員会及び遺伝子組換え実験安全委員会が審査する研究を除く。以下同じ。）が、研究倫理に沿って適正に実施されるよう図ることを目的とする。

(定義)

第3条 「人を対象とする研究」とは、人又は人由来試料を直接の対象とし、研究対象者から個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報やデータ等を収集・採取して行われる研究をいう。

(審査の対象)

第4条 委員会は、教職員から申請された研究の目的及び実施計画（以下「実施計画等」という。）を審査する。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括研究・産学連携コーディネーター
- (2) 研究・産学連携コーディネーター
- (3) その他法文学部長が特に必要と認めた者

2 委員が審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）となる場合は、当該審査対象事案の審査委員を退くものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は第5条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代行する。

(専門委員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、法文学部長が審査対象事案ごとに委嘱するものとし、同時に複数の専門委員となることができる。
- 3 委員会は、必要に応じ、専門委員の出席を求め、討議に加えることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることはできない。

4 専門委員の任期は、当該審査対象事案の審査終了の日までとする。

(審査の方法)

第8条 委員会は、申請された実施計画書について、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究対象者の安全や健康が脅かされることがないこと。
- (2) 研究対象者に不必要な負荷及び負担がかけられていないこと。
- (3) 研究により得られるデータに関して、研究対象者のプライバシーが保護されていること。
- (4) 研究対象者が協力を拒否したときに、研究対象者に不利益が生じないこと。
- (5) 研究対象者又はその代諾者から理解及び同意を求める方法が妥当であること。
- (6) 研究不正が行われないよう研究経緯及び結果が保全されていること。
- (7) 研究成果が人類の福祉に反しないものであること。
- (8) 研究代表者及び分担研究者が研究の実施において関与する企業、法人組織及び営利を目的とする団体と利益相反の関係にないこと。

(議事)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会は、申請者を委員会に出席させ、実施計画等について説明させることができる。
- 3 審査の経過及び判定は、記録として保存し、研究対象者等の人権及び申請者の研究の独創性や知的財産権等の競争上の地位保全に支障が生じない範囲で、委員会の承認により、閲覧に供し、又は公表することができる。

(判定)

第10条 審査の判定は、出席した委員の3分の2以上の同意によるものとし、承認、条件付承認、変更勧告、不承認等とする。

(申請手続及び判定通知)

第11条 申請者は、審査申請書(第1号様式)に所要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

- 2 審査申請書の提出締切日は、毎年度、原則4・6・9・12月末日とする。
- 3 委員長は、審査を終了したときは審査結果通知書(第2号様式)により、申請者に通知しなければならない。
- 4 前項の審査結果が「承認」以外の場合には、通知書に、判定理由を併記するものとする。
- 5 審査の判定が「条件付承認」であった場合、付された条件を満たすことにより、承認を受けたものとする。
- 6 審査の判定が「変更勧告」である場合、審査結果通知書の受理後一ヶ月以内に再申請を行うことができる。なお、この期限内に再申請がなされない場合、当該の申請を取り消すものとする。
- 7 審査の判定に異議がある申請者は異議の根拠となる資料を添えて、各研究課題につき1

回に限り異議申立書（任意様式）を提出することにより、本委員会に再審査を申請することができる。

（変更申請手続）

第12条 審査で承認の判定を得た後に、審査を受けた内容に変更が必要な場合は、「研究倫理実施計画変更申請書」（第3号様式）を作成し、必要な資料を添付して変更申請を行うものとする。

（守秘義務）

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員を退いた後も、同様とする。

（事務）

第14条 委員会に関する事務は、法文学部事務課において処理する。

（雑則）

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月29日から施行する。

附則

この規程は、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(参考)

1. 「愛媛大学法文学部研究倫理委員会」による研究倫理審査への申請は各研究者の権利であり、申請は任意のものです。また、倫理申請は事前審査が原則です。必ず、研究開始前に申請してください。
2. 授業等で専ら教育を目的として取得されるデータについては審査対象とはなりません。
3. 学部生の研究については、原則、当委員会の審査対象外です。指導教員において、研究内容を事前に十分確認のうえ、責任をもって研究を実施してください。ただし、侵襲性が高いもの、学外機関からの要請や、学会発表、論文投稿のために倫理審査を必要とする研究については審査を実施します。申請を行う場合は、指導教員が研究倫理審査申請者（研究責任者）、本人は研究実施者として申請してください。
4. 大学院生の研究については、原則的に研究指導教員を研究代表者とし、本人は研究実施者として申請してください。
5. 単独で公表されることのない予備的な研究であり、リスクが軽微な実験や調査については審査対象とはなりません。研究責任者が対象者のリスクや威圧、個人情報保護などに適切に配慮して実施してください。
6. 他の研究機関との共同研究であって、既に他の研究機関の倫理審査委員会において研究計画全体の承認を受けている場合は審査対象とはなりません。

第1号様式

受付番号

年 月 日

法文学部

研究倫理委員会委員長 殿

申請者

所属・職

氏 名

印

審 査 申 請 書

下記について、審査を申請します。

記

法文学部長の
氏 名

印

1 研究課題名

2 研究代表者 所属・職・氏名

3 分担研究者 所属・職・氏名

4 添付書類

☐ 研究実施計画書

(注) 1

申請書及び添付用紙の大きさはA4とすること。

第 2 号様式

受付番号	
------	--

年 月 日

申請者

殿

法文学部研究倫理委員会
委員長



審 査 結 果 通 知 書

課 題 名
研究代表者 所属・職・氏名

上記に係る実施計画等を、 年 月 日の委員会で審査し、下記のとおり
判定したので、通知します。

記

判 定	承認	条件付承認	変更勧告	不承認	その他()
理 由					

第3号様式

提出日 年 月 日

研究倫理実施計画変更申請書

法文学部

研究倫理委員会委員長殿

申請者（研究代表者）

所属・職

氏 名 ㊞

年 月 日、受付番号 で承認されている研究計画
について、以下の変更を申請いたします。

記

1. 課題名

2. 変更内容とその理由

愛媛大学社会共創学部研究倫理委員会規程

平成28年11月24日
制 定

(目的)

第1条 人間を直接対象とする研究は、その計画及び実施に当たり、対象者の安全性確保及び人権尊重に極めて慎重な配慮を要することはもとより、社会通念・倫理規範に照らしてその是非並びに条件及び方法を判断する必要がある。

この規程は、愛媛大学社会共創学部に所属する職員（以下「教職員」という。）が直接又はその責任及び指導により行う研究（愛媛大学動物実験委員会及び遺伝子組換え実験安全委員会が審査する研究を除く。以下同じ。）が、研究の倫理に沿って推進されるよう図ることを目的とする。

(社会共創学部研究倫理委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、社会共創学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査の対象)

第3条 委員会は、教職員から申請された研究の目的及び実施計画（以下「実施計画等」という。）を審査する。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括研究コーディネーター
- (2) 研究コーディネーター
- (3) その他社会共創学部長が特に必要と認めた者

2 委員が申請者となったとき又は委員が当該研究に対して利害関係を有するときは、当該審査対象事案の審査委員を退くものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は第4条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代行する。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学部長が審査対象事案ごとに委嘱するものとし、複数の専門委員を同時に受けることができる。
- 3 委員会は、必要に応じ、専門委員の出席を求め、討議に加えることができる。ただし、

専門委員は、審査の判定に加わることはできない。

4 前項の委員の任期は、当該事案の審査終了の日までとする。

(審査の方法)

第7条 委員会は、申請された実施計画書について次の各号に掲げる事項について、審査を行うものとする。

- (1) 対象者の安全性や健康が脅かされることがないこと。
- (2) 対象者に不必要な負荷及び負担が加えられていないこと。
- (3) 得られたデータに関して、対象者のプライバシーが保護されていること。
- (4) 対象者が協力を拒否したときに、対象者に不利益が生じないこと。
- (5) 対象者に対して、インフォームド・コンセントの手続きを実施していること。
- (6) 研究不正が行われないよう研究経緯及び結果が保全されていること。
- (7) 期待される研究の成果が人類の福祉に反しないものであること。
- (8) 研究代表者及び分担研究者が研究の実施において関与する企業・法人組織及び営利を目的とする団体と利益相反の関係にないこと。

(議事)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会は、申請者を委員会に出席させ、実施計画等について説明させることができる。

3 審査の経過及び判定は、記録として保存し、委員会の承認により、閲覧に供し、又は公表することができる。

(判定)

第9条 審査の判定は、出席した委員の3分の2以上の同意によるものとし、承認、条件付承認、改善命令、不承認とする。

(申請手続及び判定通知)

第10条 審査を申請しようとする者は、審査申請書（第1号様式）に所要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 審査申請書の提出締切日は、毎年度、原則4月末日及び9月末日とする。

3 委員長は、審査を終了したときは審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

4 前項の審査結果通知書には、判定における少数意見及びその委員名を併記するものとする。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員を退いたあとも、同じとする。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、社会共創学部事務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

第1号様式

受付番号

年 月 日

愛媛大学社会共創学部

研究倫理委員会委員長 殿

申請者

所属・職

氏 名

印

審 査 申 請 書

下記について、審査を申請します。

記

学科長の
氏 名

印

1 研究課題（外部資金による研究の場合は、その研究課題名と同一であること）
2 研究代表者 所属・職・氏名
3 分担研究者 所属・職・氏名
4 研究の目的及び実施計画の概要
5 研究期間
6 研究経費の名称及び金額
7 研究実施に当たっての倫理上の配慮（規程第7条各号に掲げる全ての事項について具体的な配慮の内容を記載）

（注1）外部資金による研究の場合は、実施計画書等を添付すること。

（注2）本申請書は、A4で3頁以内とすること。

第 2 号様式

受付番号	
------	--

年 月 日

申請者

殿

愛媛大学社会共創学部研究倫理委員会
委員長 ㊟

審 査 結 果 通 知 書

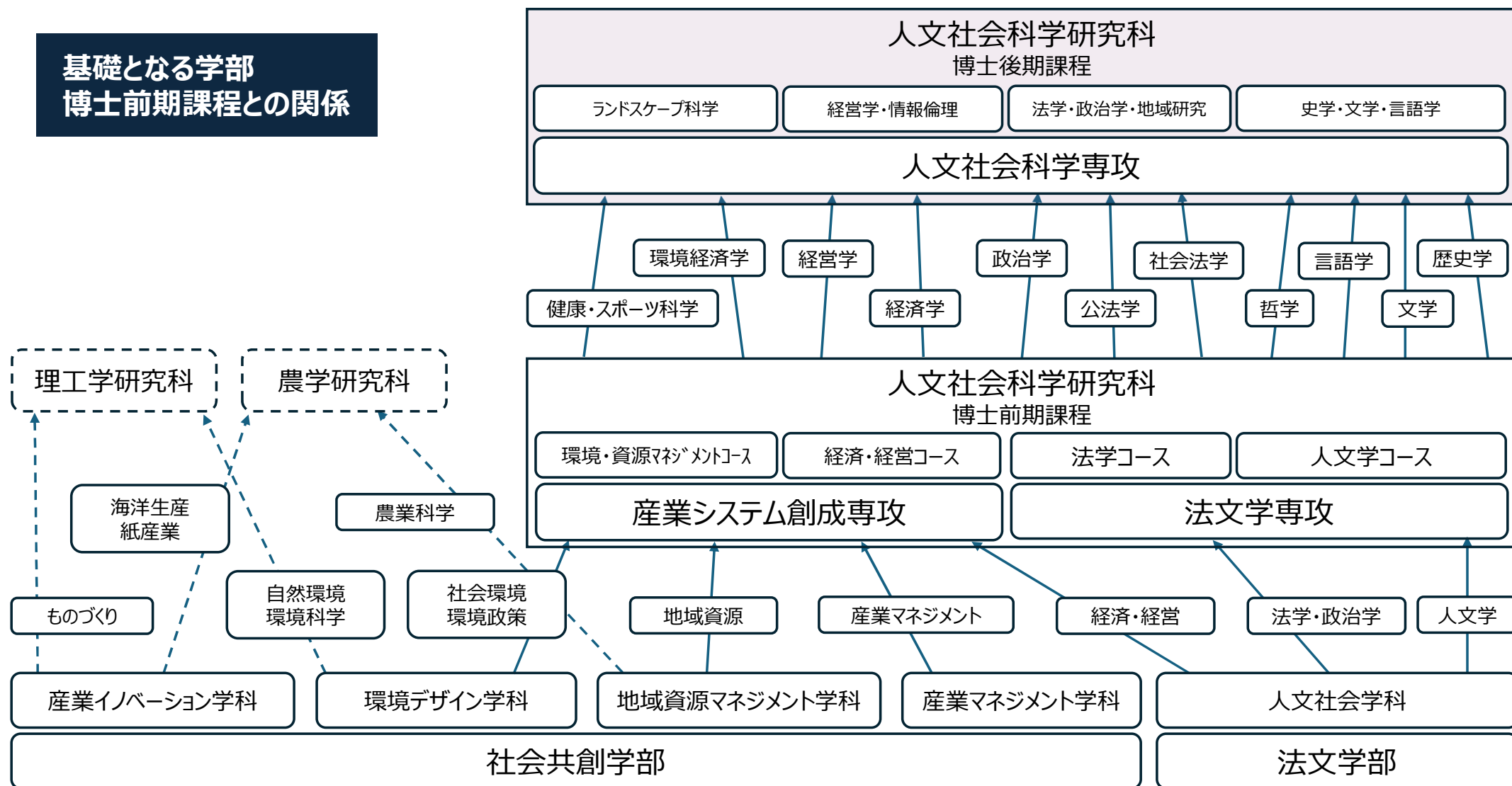
研究課題
研究代表者 所属・職・氏名

上記に係る実施計画等を、 年 月 日の委員会で審査し、下記のとおり判定したので、通知します。

記

判 定	承認	条件付承認	改善命令	不承認
理 由				
少数意見及びその委員名				

基礎となる学部
博士前期課程との関係

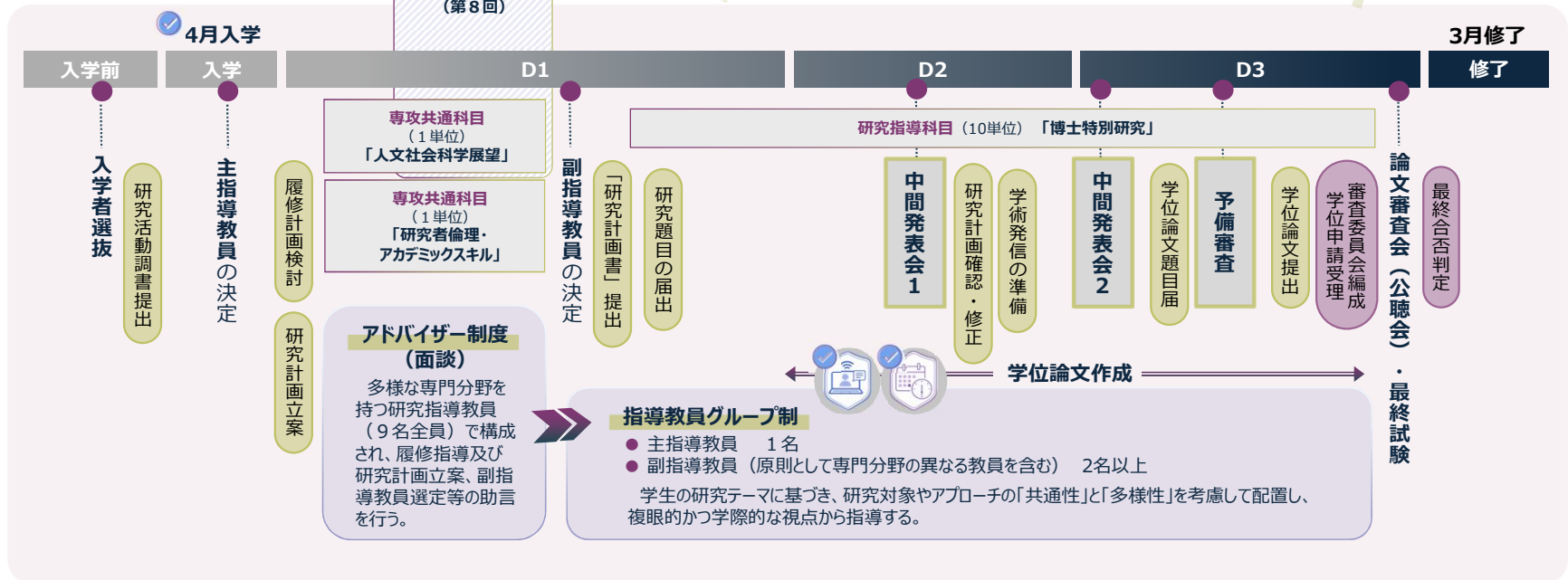
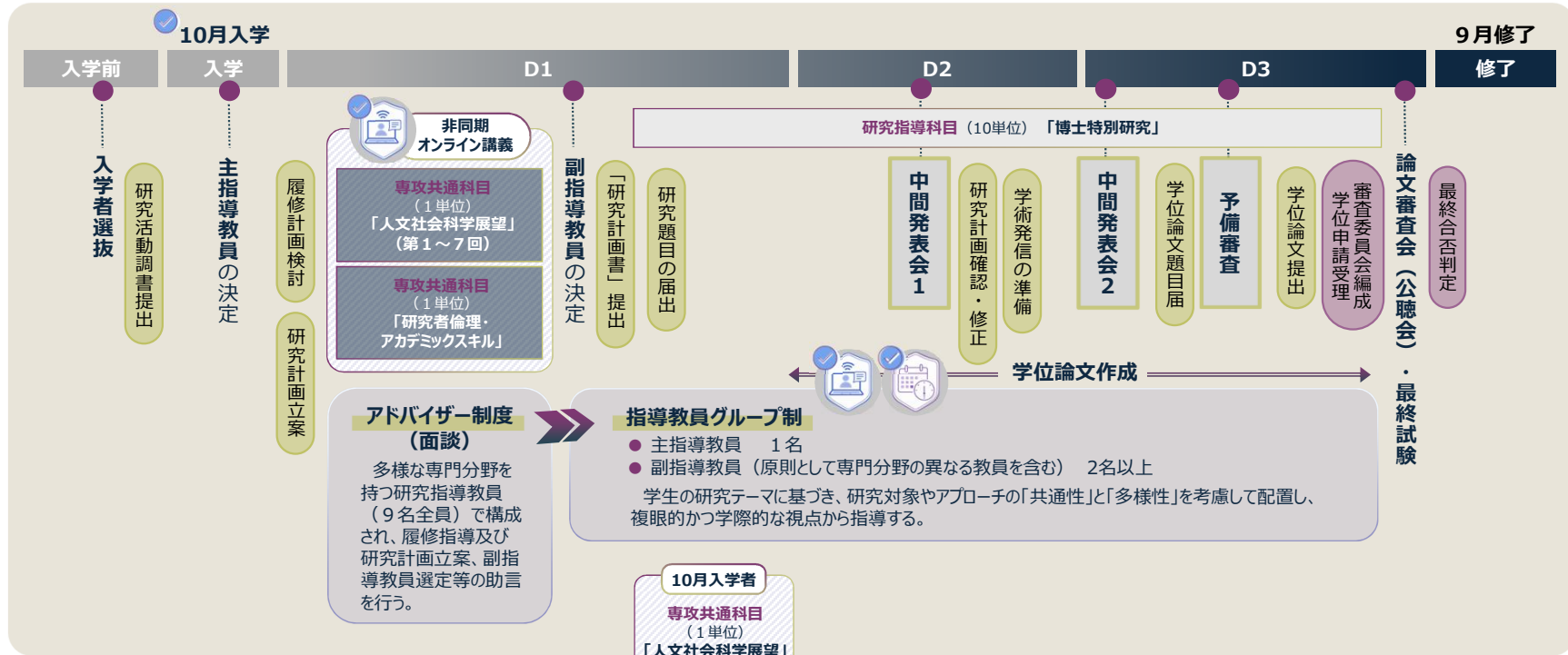




社会人を含む多様な人材を広く受け入れるため、春季（4月）及び秋季（10月）の年2回の入学機会を設け、学生の背景に応じた柔軟な教育体制を構築する。



社会人学生の希望に応じ、平日夜間（18時以降）の対面またはオンラインによる週1回の定期指導を基本とし、研究進展に応じて土日等の研究指導を実施するなど柔軟に対応する。



出願資格審査ルーブリック(修士号を持たない出願希望者用)

審査段階	評価項目	S:極めて優れている (修士論文以上の水準)	A:優れている (修士論文と同等の高い水準)	B:基準を満たす (修士論文に相当する水準)	C:基準を満たさない (修士修了レベルに達していない)
【書類審査】 実務における成果物	1. 基礎学力(専門知識)	対象とする専門分野の最新の学術的動向まで深く理解しており、体系的かつ高度な知識を有している。	対象とする専門分野の主要な理論や概念を正確に理解しており、修士修了者と同等の十分な知識を有している。	対象とする専門分野の基礎的な知識を有しており、博士後期課程での学修を開始するのに必要な最低限の素養がある。	対象とする専門分野の知識が断片的または不足しており、大学院レベルの議論や研究活動に支障が見込まれる。
	2. 論理性(アカデミックスキル)	実務成果物において、極めて精緻な論理構成がなされており、データの分析手法や解釈が学術論文と遜色ない客観性と厳密さを備えている。	実務成果物において、主張と根拠の対応関係が明確であり、客観的なデータや事実に基づいて論理的に結論が導かれている。	実務成果物において、一定の論理的構成が認められ、主観的な思い込みではなく、根拠に基づこうとするアカデミックスキルの萌芽が見られる。	実務成果物において、論理の飛躍が多く、主張の根拠が主観的な経験則や感想に留まっており、客観的なデータや証拠に基づいた分析がなされていない。
	3. 独自性・新規性(実践知の価値)	業務や活動において従来の定説や慣行を覆すような発見や、極めて独創的な解決策を提示しており、高い学術的価値への発展が見込まれる。	業務や活動において、独自の視点や創意工夫が明確に含まれており、既存のマニュアルや前例踏襲を超えた新たな知見が見出せる。	業務や活動において、本人なりの工夫や視点が盛り込まれており、単なる定型業務の遂行以上の独自の思考の跡が認められる。	業務や活動が既定の方針や手順に従ったものに過ぎず、独自の視点、工夫、あるいは新たな知見の発見が認められない。
	4. 研究遂行能力(探究力・記述力)	極めて高い文章構成力と表現力を持ち、自律的に課題を設定・解決する能力が完成されており、早期の博士論文完成も期待できる。	論旨明快な文章を書く力があり、自ら課題を発見し計画的に探究を進める能力を有しており、3年間の博士論文執筆が十分可能である。	学術的な文章表現の基礎があり、自立的な探求力を有しており、指導教員の助言があれば、3年間の博士論文執筆が可能である。	文章表現が不明瞭または稚拙であり、自律的に研究を遂行する意欲や能力に欠け、3年間の博士論文作成は困難と判断される。

国立大学法人愛媛大学教員規程

〔平成16年4月1日〕
規 則 第 6 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「大学」という。）の教員の任免、研修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「部局長」とは、副学長（教育職員俸給表Ⅰ適用者に限る。）、各学部長、大学院医学系研究科長、大学院理工学研究科長、大学院農学研究科長、大学院連合農学研究科長、図書館長及び医学部附属病院長をいう。

2 この規程で「校長」とは、附属学校の校長及び園長をいう。

3 この規程で「大学教員」とは、大学の教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手をいう。

4 この規程で「附属学校教員」とは、附属学校の副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務する者に限る。）をいう。

5 この規程で「配置換」とは、所属を変更させることをいう。

(採用及び昇任の方法)

第3条 大学教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2 大学教員の採用及び昇任のための選考の基準は、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の審議を経て、学長が定める。

3 大学教員の選考を開始する場合は、人事管理委員会において当該教員選考の必要性・有効性等について審議する。

4 前項による審議を経て大学教員の選考を実施する場合は、第2項の基準により、各学部（理学部、医学部、工学部及び農学部を除く。）の教授会、大学院医学系研究科教授会、大学院理工学研究科教授会、大学院農学研究科教授会、大学院連合農学研究科委員会、大学院医農融合公衆衛生学環委員会、大学院地域レジリエンス学環委員会、未来価値創造機構未来価値創造戦略会議、教育・学生支援機構教育学生支援会議、研究・産学連携推進機構研究・産学連携推進会議、地域協働推進機構地域協働推進会議、国際連携推進機構国際連携推進会議、デジタル情報人材育成機構デジタル情報人材育成会議、先端研究院先端研究院会議又はイノベーション創出イノベーション創出会議（以下「教授会等」という。）において審議し、当該教授会等はその結果を人事委員会に報告する。

5 人事委員会は、前項の報告の内容について審議する。

6 第4項の教授会等の選考によらない大学教員の採用及び昇任のための選考は、第2項の基準により、人事委員会において審議する。

7 学長は、前2項に掲げる手続を経て、大学教員の採用及び昇任について選考し、決定する。

8 附属学校教員の採用及び昇任は、別に定めるところにより、学長が選考し、決定する。

9 部局長及び校長等は、別に定めるところにより、学長が選考し、決定する。

(任期を定めた雇用)

第4条 大学教員については、任期を定めた雇用を行うことができる。

2 前項の雇用に関する必要な事項は、国立大学法人愛媛大学教員の任期に関する規程の定めるところによる。

(配置換及び出向)

第5条 就業規則第12条第1項から第4項までの規定に基づき、配置換又は出向（以下この条において「異動」という。）を命ぜられた大学教員のうち、当該異動に異議がある者は、その理由を付して、書面により学長に申し立てることができる。

2 前項による申立てがあったときは、申立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。

3 学長は、前項の審議の結果を受けて、異動の可否を決定するものとする。

(降任、解雇及び解任)

第6条 就業規則第11条及び第28条の事由に該当し、降任又は解雇の予告を受けた大学教員のうち、当該処分に異議がある者は、その理由を付して、学長に申し立てることができる。部局長の解任についても、同様とする。

2 前項による申立てがあったときは、申立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。

3 学長は、前項の審議の結果を受けて、処分の可否を決定するものとする。

第7条 削除

(定年)

第8条 大学教員の定年は、就業規則第22条の規定にかかわらず、満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職する。

第9条 削除

(勤務成績の評定)

第10条 附属学校教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長が行う。

(試用期間)

第11条 附属学校の教諭の試用期間は、就業規則第9条第1項ただし書きの規定に基づき、1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法により正式採用された公立学校の教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が交流協定に基づく人事交流により引き続き本学の附属学校教員に採用された場合は、就業規則第9条の規定は適用しない。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

(大学院修学休業)

第15条 附属学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭は、学長の許可を受けて、3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

3 大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める。

(助教及び助手の特例)

第16条 大学の助教及び助手については、評議会の審議を経て、この規程に規定するものとは別に選考等の手続方法を定めることができる。

(教員以外の者に対するこの規程の準用)

第17条 附属高等学校の実習助手については、この規程の附属学校教員に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月8日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 本規程施行の前日に教務職員として本学に在職し、引き続き施行日において助手に配置換となった者の定年は、第8条の規定にかかわらず、満60歳とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

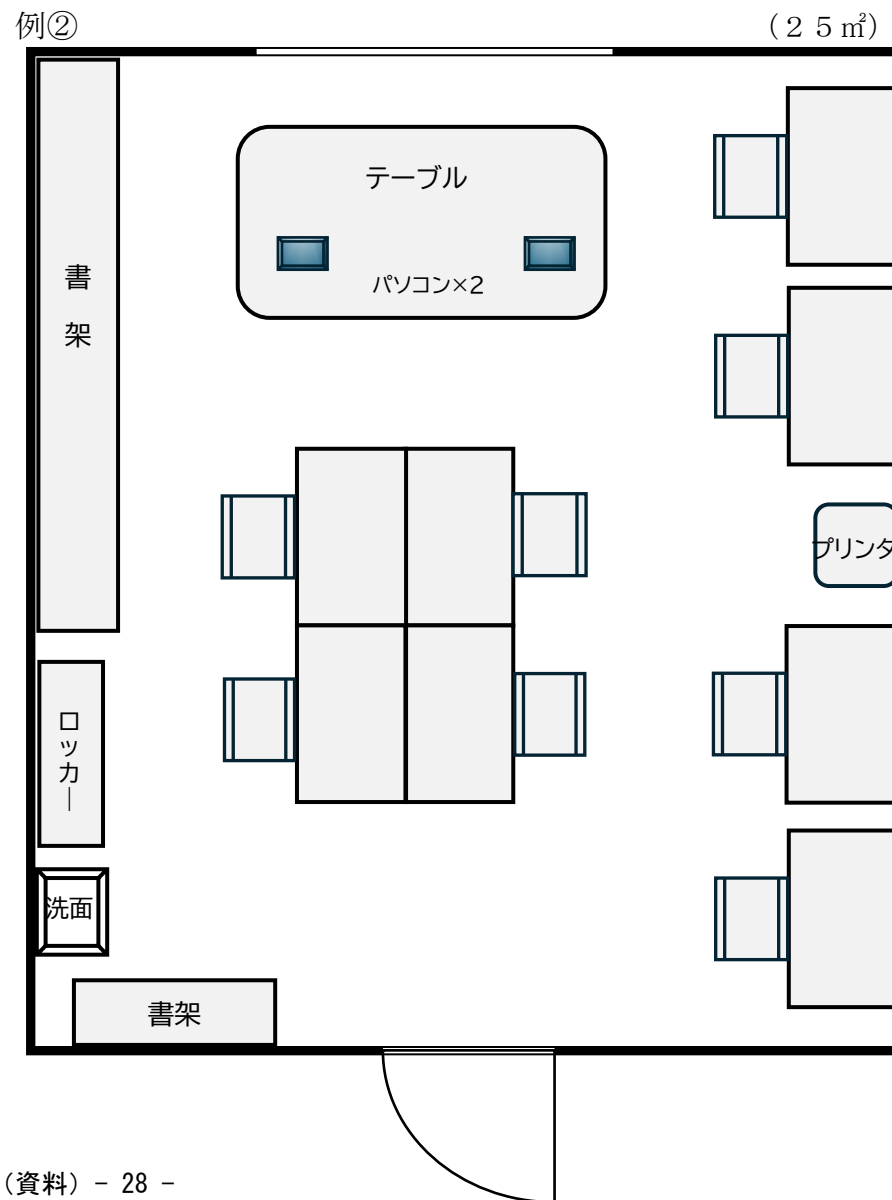
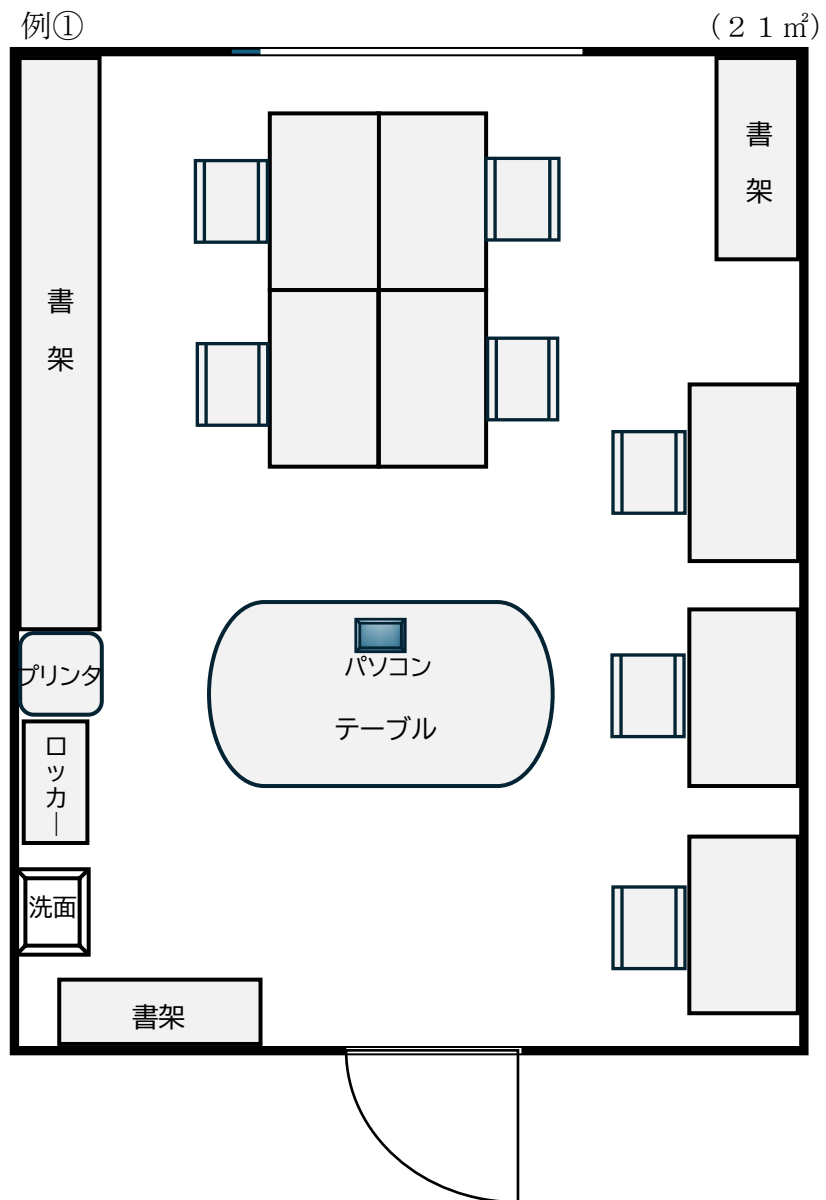
附 則

この規程は、令和7年5月14日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

2 医学部、医学系研究科及び附属病院における教員の選考については、当分の間、第3条第3項の審議の対象とはしない。



主指導教員となる予定の教員（職位・保有学位・所属）

【補足資料】

教授	胡 光	文学修士	人文社会科学研究科 法文学専攻（人文学コース）
教授	中根 隆行	博士（文学）	人文社会科学研究科 法文学専攻（人文学コース）
教授	今泉 志奈子	博士（言語文化学）	人文社会科学研究科 法文学専攻（人文学コース）
教授	福井 秀樹	修士（法学）	人文社会科学研究科 法文学専攻（法学コース）
教授	鈴木 静	修士（地域政策）	人文社会科学研究科 法文学専攻（法学コース）
教授	石坂 晋哉	博士（地域研究）	人文社会科学研究科 法文学専攻（法学コース）
教授	岡本 隆	博士（経済学）	人文社会科学研究科 産業システム創成専攻（経済・経営コース）
教授	折戸 洋子	博士（商学）	人文社会科学研究科 産業システム創成専攻（経済・経営コース）
准教授	RUPPRECHT CHRISTOPH DAVID DIETFRIED	Ph. D.	人文社会科学研究科 産業システム創成専攻（環境・資源マネジメントコース）